

考查課情報

令和3年7月
第146号

大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2024年12月末



オリンピック期間中も 綱紀の厳正な保持！



○ 出かける際は所持品に注意！



いよいよ7月23日(金)から東京オリンピック・パラリンピックが開催されます！

今大会は、残念ながら無観客開催となりましたが、開催期間中は、競技エリアや公共施設などの場所で、厳重な警備体制となることが見込まれ、日々、警察官が監視の目を光らせています。そのような時、万が一、以下のようなものを所持していた場合、軽犯罪法違反の容疑で容赦なく警察へ連行されてしまう可能性があります。

「自分では問題ない」と思っていた物でも、正当な理由なく所持していると違法行為に該当するケースがありますので、通勤時も含め、出かける際の所持品には十分注意しましょう。

【正当な理由なく携帯すると違法な物（軽犯罪法第1条の各号に該当するもの）】

- 『第2号：人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具』の例



ツールナイフ ※



大きなハサミ ※



ヌンチャク



金属バット

- 『第3号：他人の住居等に侵入するのに使用されるような器具』の例



ドライバー



懐中電灯



ペンチ



カッター ※

※ 刃体の長さが6cm(ハサミは8cm)を超える刃物の携帯は銃刀法に違反します。(銃包刀剣所持等取締法第22条)

○ スポーツ選手の撮影に注意！



近年、スポーツ選手を対象とした盗撮が問題視されています。

過去には、女性アスリートを盗撮した画像等を販売したとして、名誉毀損の容疑で逮捕された事例やイベント会場で盗撮をし、迷惑防止条例違反で現行犯逮捕された事例も発生しています。

特にオリンピック開催期間中は厳重な警備体制となるため、カメラやスマートフォンで撮影を行う際は、周囲に誤解を与えないよう十分注意しましょう！